

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成25年6月13日（木）午後3時から午後5時

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 小池 勝 雅（横浜地方裁判所第1刑事部部総括判事）

裁判官 樋上 慎 二（横浜地方裁判所第1刑事部判事）

検察官 志田 卓 郎（横浜地方検察庁検事）

弁護士 金子 泰 輔（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 20代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

本日はお忙しい中、この意見交換会に御出席いただきましてありがとうございます。私は本日の進行役を務めます、横浜地方裁判所第1刑事部の小池と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、この意見交換会の目的について少し御説明させていただきます。御承知のように、裁判員制度が始まりまして、早いものでもう4年たちます。おおむね順調に推移をしていると、そういった評価もされておりますが、現場におります私たちにとりましては、まだまだ試行錯誤を重ねている段階でありますし、また、運用を改善すべき点多々あるというふうに考えております。

本日は、裁判員を経験されました皆さんの御意見を伺って、より良い裁判員裁判の実現に役立てていくというのが本意見交換会の目的ということになります。した

がしまして、今日御出席の皆さんには、より良い裁判員裁判の実現のために、ぜひ、率直な御意見、御感想をお聞かせいただきますよう、はじめにお願いをいたします。今回は、私と一緒に事件を担当していただいた経験者の方もいらっしゃいますけれども、遠慮なく忌憚のない御意見をいただければというふうに思います。

なお、本日の意見交換会でいただいた御意見につきましては、裁判所のホームページで内容が紹介されるということもございますので、その点、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

それでは、自己紹介からということで、まず法曹三者から簡単に自己紹介ということになります。僭越ではありますが私も私の方から紹介をさせていただきます。私は3年前の4月に横浜地方裁判所に赴任をいたしまして、それ以来、大体40件余りの裁判員事件を担当いたしました。裁判員の皆さんが、非常に真面目で、かつ誠実に事件に取り組んでいただいているということに非常に感激をしております。これまで担当していただいた全ての事件で、裁判員の方々が検察官や弁護人の主張に謙虚に耳を傾けて、被告人の更生を心から考えている、そういった姿に非常に感銘を受けております。先ほど、裁判員事件が順調に推移をしているというふうに申し上げましたけれども、そのように評価されている原因は皆さん、裁判員経験者の方の誠実、真摯な取り組み姿勢にあると考えております。

それでは、裁判所の方から樋上さん。

(裁判官)

経験者の皆さん、はじめまして。第1刑事部の樋上と申します。この4月に横浜地裁にまいりました。私の裁判員裁判の経験なのですが、制度発足の翌年3月までに3件、千葉で携わりまして、その後、高等裁判所勤務を経まして、この春、横浜地裁に来て1件、合計4件経験させていただいております。裁判員裁判は、裁判員の皆様と裁判官が交流を深めて、互いの視点、経験を持ち寄ってじっくり話し合う中で、常識にかなった説得力のある判決、結論に至ることができる、とても素晴らしい制度であると思っております。

本日は、このような制度の更なる良い運用のために、我々どもがどのような点に気を付けていけば良いのかということについて、経験者の皆様から率直な御意見、御指摘をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(司会者)

志田検事、お願いします。

(検察官)

横浜地方検察庁の志田と申します。横浜には昨年7月に赴任いたしまして、これまで横浜で経験した裁判員裁判の件数はちょうど10件というところです。その前には、制度が発足した当時札幌にありまして、そちらでも数件、経験をさせていただきました。検察官は立証責任を負うという立場から、当然その事件がどういうものであるのかという全体像、そしてどこに着目してもらうべきなのかという核心部分、これを的確にお伝えするというのが我々の使命だと思っておりますが、これは独りよがりになっては、なかなか分からないところでもございます。経験者の皆さんから率直な意見をいただけることで、より良い主張ができればと思っております。よろしく願いいたします。

(司会者)

金子弁護士、よろしく申し上げます。

(弁護士)

横浜弁護士会の弁護士の金子と申します。私、9年間、検察官をした後、平成3年から弁護士になりましたので、弁護士としては現在丸22年の23年目に入っているところでございます。裁判員裁判の経験としましては、これまで5件担当しておりまして、内4件は公訴事実を争う事件でした。その4件のうち、犯人ではないという主張をしたものが1件、責任能力を争ったものが2件、殺意がないと争ったものが1件で、あとは、認めている事件1件と、5件でございます。検察官、裁判官と比べますと件数は少のうございますが、一つ一つ良い経験をしてきていると思っておりますので、これから更に経験を積んでいきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(司会者)

それでは次に、裁判員経験者の方に順に自己紹介をお願いしたいと思いますけれども、まず個人情報保護のために、今日は番号でお呼びすることになります。そういうようお願いをいたしまして、まず経験をされた時期、それから日数、事件の内容、それから裁判員を務められた総括的な感想とか御意見とか、もしおありでしたら、それを述べていただくという形にさせていただきたいと思います。

まず1番の方から簡単にお願いできますでしょうか。

(1番)

昨年11月の中旬過ぎから7日間来ました。事件は家庭内のことなので、特殊な事件だということだったのですけれども、金銭を争う肉親の話が主で、凶悪な事件が多かって聞いていたので心配して来たわりには、証拠とか見る物もそんなに、後に残るような物はなかったので、それほど、心配していたことはなかったので良かったのですけれども。

やっぱり人の話の内容から判決に導くのに、どういう話を信じて良いかとか、そういうのがやはり難しいなと思いました。あとは、全くこういう場に経験がなかったので、不安だったのですけども、皆さん、資料にしても裁判官の方も分かりやすく導いてくださったので、それに基づいてできたので良かったと思います。全体的に良い経験ができたので、なかなかこういう場に来ることもなかったので、裁判の仕組みも分かりましたし、良かったのですけども、人を裁くことの難しさというのは感じました。

(司会者)

どうもありがとうございます。

2番の方と3番の方、事件は1番の方と共通ということで、事件については何か補足することがあれば補足していただいて、あと、全体的な感想みたいなのを述べていただければと思うのですが。

まずは2番の方，どうぞ。

(2番)

事件は1番の方がおっしゃった，お金に関わる肉親の間での争いということで。感想としてまず，私もう年齢がかなりいってるのですけれども，どちらかという社会人になってからこういう経験を早くしておけば良かったなという，そんな感想があります。それは，学校とか専門が特に法律関係は全く経験がなくて，ただ実際に仕事などでは契約のこととか，あるいは場合によってはその契約を通じて訴訟だとか，あるいは事件とか事故とか，そういうことが起こり得るということを常に意識しながら仕事自体はしていたのですが，その中で実際法律とか裁判とかそういうことがほとんど分からなかったです。司法，立法，行政とあるのですが，そういう知識もほとんどぐちゃぐちゃ，小学校，中学校程度の知識しかなくて。一般に国会とかはニュースなどもありますし，どちらかという目にしやすいところ。それから行政は，お役所ってことでそれなりに，もちろん国の方まではなかなか行くってことはありませんけれども，何かしら触れ合うところがあるのですが，この司法のところはほとんど目にすることも日常ではないし，最近では裁判員裁判の判決が出ましたとか，そういうことで時々ニュースにはなるのですが，ほとんどニュースでも，法廷が出て裁判長とか裁判官とかがいましたと，そういう法廷の画を目にするっていう程度だったのですが，こういう経験をして，実際に法廷で壇上っていうのですか，そっち側の立場に立って，こうした裁判といいますか事件を判断していくということ，その難しさっていうことを経験しました。こうした経験を皆さんが早くされると，またちょっと違った社会ができるのかなと，ちょっとそんなところを率直に感じました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番の方。

(3番)

事件は同じで、強盗致傷事件だったのですけれども、感想ということで、率直な感想は2週間くらい期間がある中で、いろんな証人の方が来られる中で、皆さんの言っていることを全部信じて全くつじつまが合わないみたいな感じで、嘘だったらあれなのですけど、感じ方にもよるとは思うのですけど、やっぱり何を信じて良いかとか、どういうところがポイントなのかというところが、今でも、というかそのときも、すごい難しいなというふうに思いました。

こういうことをしたらこれくらいの罰というか、量刑というか、ものなのだというところが全く分からない中で終わったのですけども、特にそういったところは裁判官、裁判長の方が過去事例としてこういった事件があった場合、こういったことをした場合、これくらいの判決が出ました、といったところをリードしていただいたので、そういった意味では進みやすいなとは思ったのですけど、逆にそういう過去にこういった事例があるって話をされて、こういう落としどころになりましたって聞くと、これ以上議論しても何か落としどころはそこなのかなって多少思ったりという、良くなって思った反面、そういった選択というか、そういったところが多少決まっちゃうところがあるのかなと感じた部分もありました。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

4番の方。

(4番)

貴重な経験をさせていただいた、自分でやりたくてやったものではないにしても、やりたくても逆にできないという面では貴重な体験をさせていただいたなっていうのがまず一言の感想です。経験させていただいた事件は、11の事件がある中の二つを争うというものでした。

被告人の言っていることが合っているのか、間違っている、間違っていないとかがいうのですかね。争っているところで、確かに証人がおっしゃっていることとかいろんなことをまとめると、誰かが絶対嘘ついているはずなのだけれど、誰かが真

実を言っている。そこを、裁判長、裁判官それから私たち裁判員が、意見をそれぞれ出し合って、最終的に擦り合わせていくというか、ここが違うよね、ここがこうだよ、でもここだよ、でも証拠がないのだからってというようなところを、ちょっとずつ、ちょっとずつ狭めていって最終的にこうなのだって決めるところが、自分の知識とか良識とかっていうものが、そんなにほかの方と違ってなかったのだから、逆に自分にとって、そんなに間違った生き方をしてきてなかったのかなっていうのを感じました。

一つ一つの事件はそんなに大きなものではなく、誰かを殺してしまったというようなものではなかったのですけれど、結局小さなものでも積み重なって、なおかつ、前の事件から間をおかないで起こしてしまったら、こんなに刑が重くなるのだよっていうことを、少年から成人になったばかりの子だったので、今の若い子たちにもっと知らせることができたら良いなって思います。軽い気持ちでコンビニ強盗に入っちゃった、金銭は少なくても事件としては大きなものなのだよっていうところを、どこにでも身近にあるような事件がこんなことになってしまうのだよっていうのを、すごく感じました。

(司会者)

ありがとうございます。

では5番の方。

(5番)

私は、6日間で殺人事件ですね。お父さんを、32歳の息子が、バットで殺してしまったってということなのです。就寝中に殺してしまったという事件を担当させていただきました。その方は幻聴とか幻覚とかってあるのですけども、そのことがあるにしろ、親は子供を理解していたと思うのですよね。32歳のときに殺人を起こしてしまったのですけども、今までの経過があるにしろ、ちょっとしたことで殺人事件を起こしてしまったっていうことで、一人の命、健康な人であろうが病気の人であろうが、そういう命の尊さでを考えて意見を言いました。

私は、会社では裁判員になったのは第1号だって言われましたけども、その6日間、裁判員制度の中で人はどういうふうに言うのかしらとか、そういう重荷があったことは事実です。

(司会者)

ありがとうございました。

最後になりましたが、6番の方。

(6番)

私が担当したのは2週間から3週間くらいでした。内容は、放火で、被害に遭った方は三人いらっしゃって、二人が亡くなられたという事件でした。

最初に通知が来て、選ばれるかどうか分からないまま、裁判所に足を運んできたところ、およそ35人くらいの方がいらっしゃったので、自分になることはないのかなと軽い気持ちもありながら、足を運んできたところ選ばれてしまいましたといえますか、選ばれた。担当することになりまして、やらせていただきました。

最初はどうなるのかなという思いだったのですけれども、経験させていただいての感想としては、一言でいえば、やはり貴重な経験をさせていただいたなと思っております。自分の知らないこと、起きていること、こういう法廷で行われることは何かということは、一切触れる機会が今まではなかったのです。また、どういうやり取りがされていて、どういう証拠が出てきてという、物事一つ一つやっていく上では非常に勉強になったなという思いが強かったです。中にはやはり、人が亡くなってしまった事件でしたので、目を当てづらいような画が出てきたりというような場面もあったんですけども、最初はそういった物を目の当たりにして、また被害者の方の言葉とかをずっと伺っている時点では、少し私の方も気分が沈んでしまうようなことが確かにありました。ということはあったのですが、評議を経て、裁判官の方とも、ほかの裁判員の方とも話をして議論をして進めていくことで真理といえますか、正しいことは何なのかということ突き詰めていくと、自分だけがこれを背負っているわけじゃないという気持ちを共有できたので、そういった点では非常

に、自分だけが責任を受け止めるという形ではない状況を作っていたことに感謝をされていて、結果的に良い経験ができたと言える自分があることが、今本当にやってきて良かったなという思いです。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

本日、皆さんに御意見を伺うテーマなのですけれども、中心といたしましては、私たちが目指している分かりやすい審理が実現できているのかという点を中心にといたしますが、そこに至る前段階の選任手続についてまずお伺いいたします。今回御出席いただいている皆様方は、それぞれに難しい事件を御担当されたと資料から伺えます。難しい事件であるがゆえに、皆さんに裁判員としての仕事をしていただく期間、これも相当に長かったと考えております。そういったときに、相当長い日数拘束をされるということになりますと、まず職場や家庭の仕事の段取りをつける必要が当然出てくるということになりますけれども、そういう段取りといったことを考えた場合、裁判員として選ばれる日と実際の審理が始まるまでの間、若干時間をおいた方が段取りがつけやすいんじゃないかと、そういうようなことと、一方では全体としての皆さんの拘束時間を短くするためには、皆さんを選んで、即その日の午後から審理をするというやり方もあるということで、今裁判所では事件によってどういうやり方をするのか決めていると、そういう状態にあります。

この点について、1番から3番の方、先ほど話が出ましたけれども拘束される日数というのが長かったと思うのですが、資料によりますと、1日前に裁判員を選ぶための手続を行って、翌日から審理をしたというふうになっております。やっぱり、1日前でも段取りをつけやすかったのか、あるいは1日くらいだったら大して変わらなかったのか、その辺りを御意見をいただければと思うのですが、まず1番の方がいかがでしょう。

(1番)

やはり可能であれば、ちょっと空いた方が。一応抽選の日に来るときも、次の日

から来ることを前提に予定を空けておかなければいけないなと思ったので、選ばれる、選ばれないは別として予定を組まなければいけないので、ちょっと余裕があれば、やはりその方が楽だと思います。もし選ばれて翌日というのであれば、午前中で終わったのですけれども、ちょっとお昼を挟んで終わったのですけれども、もうそのまま始めても、午後から始めても良かったのではないかなとは思いますが。

(司会者)

例えば、間を空けるというときに、何日前に選ばれると段取りがつけやすくなるとか、そういうのはありますか。

(1 番)

余裕があればその方が良いのですが、選ばれたときの説明で余裕を持たすわけにもいかないという話もあったので、仕方ない面もあるのかと思いますけれども二、三日くらいとか、月曜日で火曜日からだったのですけれども、予定とかやらなければいけないことがあったりした場合に、二、三日でも間があれば楽だと思いますけど。

(司会者)

ありがとうございました。

2 番の方いかがでしょう。

(2 番)

そうですね。まず通知といいますか、召集ということで、最初の日に行って、それからその後どうなるのかというのが、最初ちょっと分からなかったですね。それで、勤めていましたから、裁判所の方から通知が来ましたという話をしたら、実際に経験した人はほとんど私も知らなかったのですけれども、話として、行って抽選といいますか、そういうものがあって、かなり多く集められているので、担当しないことがあるという話があって、だから実際どうなるのかなというのが半信半疑のままに来てというようなところがあったのですけれども。一応、これは職場によっ

て異なるのでしょけれども、私のいたところは、もしそこで担当することになったら、すぐその日からでも入ってくれと、だからその前に仕事の方はいったん節目を、ケリを付けておくように協力してくれて、周りも一応そこは応援はしてくれて、協力的で、もちろん裁判員になるかもしれないってことは上司を含め、直接の周りの人くらいしか話をしておりませんが。そんなことで、一応は周りの協力は得られました。あと、実際に今1番の方もおっしゃいましたけれども、初日に担当ってことで決まったならば、その日の午後からでも実際に内容に入っていった方が良いのかなとは感じました。半日空いてしまったので。もちろんそのときに職場の方には再度連絡して、もう明日からは2週間くらい来れませんよというような再度、報告できたのですけども。すぐに始めても良いのかなという気がしました。

(司会者)

あらかじめ仕事の段取りがついていたから、それが可能だったということですよ。

(2番)

はい。

(司会者)

3番の方いかがですか。

(3番)

意見はほとんど同じなのですが、やっぱり2週間拘束って結構大きくなっていうふうに思っていて、当日行って見て、その後に本当に担当するか、それともそこで解散するかっていうところで、結局仕事の段取りはもうつけて行かないといけないう部分があるので、そういう意味では、ある程度調整がついているので、その日に始めていただく方が、逆にそれでもし期間が短くなるのであれば、長い目で見ればその方が仕事への影響は少ないのかなって思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

この点では6番の方が、一番拘束時間が長かったと思うのですが、10日位はあったのでしたかね。10日以上あったのでしたかね。

(6番)

そうですね。審理から結審，全部含めて評議まで多分12日くらい。

(司会者)

6番の方は午前中に選任されて午後から審理ということでしたよね。

(6番)

はい。

(司会者)

そうするとあらかじめ仕事の段取りをつけていただいていたということになるわけですね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

こういうやり方について、例えば1週間前であれば、選ばれてから仕事の段取りがつけられるからそっちの方が良いとか、そういった御意見はございますか。

(6番)

間は、正直あるなら1週間位あった方が良いと思いますし、ないなら、私のように午前中選んでいただいて、午後から始めていただくのが一番良いと思っています。結局は、事前に2か月くらい前でしたかね。呼出しをいただいている時点で、この日は空けておいてくださいと予定を既に告知いただいていますので、それについては自分の方でも選ばれるかもしれないという責任があったので、調整はしていましたが、調整ができない部分が正直あったので、終わってから入社することもありましたけれども、それについてはやむを得ないことですので、事前に選ばれる際にも面談といいますか面接といいますか、そこで本当に大丈夫ですかということを聞く場を設けていただいていますので、そこで駄目な人は駄目と申し出ていただければ

良いと思いますし、そこで大丈夫ですとOKですと答えた方は責任を持ってやるべきだと思うので、その期間は、事前の期間については、なくても正直なところ良いのかなと思ってはいます。

(司会者)

ありがとうございます。

この点について何か4番の方と5番の方、大体お二人とも5日から6日くらいの日数だったと思うのですが、決して普通の事件と比べて短い日数ではなかったのですけれども、5日とか6日の場合ですね、午前中選ばれて即午後から審理でも差し支えないか、あるいは若干、やっぱり5日とか6日でも少し間があった方が良いのかどうなのかということ、4番の方いかがでしょうか。

(4番)

私、3月の中旬に月曜日から5日間だったのですが、呼出しを受けて、抽選に行く段階で当たってもはずれてもってということで、休みは調整をして行きました。なので、午後からでも大丈夫でした。今お話を伺っていて翌日からってということもあるのだという中では、私自身は、恐らく時間が空くことで、気持ちが重荷に感じてきてしまうのではないかなと思いました。お休み自体は取るにしても、明日から始まるのだという、何か考える時間を与えられてしまうというか。なので、あれよあれよという間に午後から始まったという点では、私自身は良かったのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

最後になりましたが、5番の方いかがでしょう。

(5番)

私は最初、抽選に当たりましたら連絡しますということで、当たってからはもう6日間は出られませんので、その後、私の穴をよろしく願いますということで、その計画は立ててもらいました。だから私は支援というか、周りに協力いただきま

して取り組むことができましたですね。

(司会者)

特に、どういうやり方が良かったかということについては。

(5番)

それはもう、私もその成り行きはちょっとよく分からなかったのですが、こうやってリードしていただくという面では、午前中抽選ですね。午後から裁判に入りましたので、1日空くよりはそれで良かったのかなって思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、選任の関係はこの程度にいたしまして、メインのテーマである、分かりやすい審理が実現できているのかどうなのかということについて、少し皆さんの意見を伺っていきたいと思います。この点については、いくつかの項目を用意してあるのですが、1番目の項目といたしましては、検察官や弁護人の主張と、意見が分かりやすいものだったのかどうなのかということについて、御意見を伺いたいと思います。それで、もう少しテーマを絞ってまいりますけれども、審理の始めに冒頭陳述というものが行われます。これはもう1回皆さんに思い出していただくと、検察官と弁護人が、この事件はこういう事件ですよと、この事件のポイントはこうですよというのを、審理に入って始めの段階で説明をすると思います。裁判所といたしましては、こういった審理の始めに行われている冒頭陳述というのは、あまりに情報量が多すぎると、まだ選任されて審理に初めて立ち会っている皆さんにとって、まだ慣れていない皆さんが、多量の情報を処理できないのではないかと。そういったことを考えると、この冒頭陳述というのは、内容を絞ったコンパクトなものにする必要があるのではないかと、常日頃、裁判所は考えております。

そういったことから考えますと、まず4番の方、いただいている資料と、これは私が担当した事件なのですが、冒頭陳述はかなりコンパクトなも

のにとどまっていたと、内容的には良い冒頭陳述だったのかなというふうに思っているのですけれども、その点どんな感じでしょうか。

(4番)

分かりやすく、確かにいくつもある、先ほど申し上げたように11ある事件が、これと、これとこれは有罪が決まっているのですよと、だからここの部分を審理するのでよっていうのを、分かりやすく説明していただいていたと思います。件数があるのに、それほど資料も分厚くなくというか、読みやすかったっていうのでしょうか。自分も読んで、あ、こういうことなのだっていう、言葉自体が理解できないような難しい言葉ではなく、読んで分かるような言葉で書かれていましたし、内容も分かりやすかったというふうに思っています。先ほど、パッと見せていただいたときにも、ああそうだ、そうだ、こうだった、こうだったって、後から見ても、あっ、とすぐ分かる内容だったので、私くらいの者でも分かるようにすごく丁寧に書いていただいているのだなというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

一方で、資料だけから見ますと1番から3番の方が担当された事件というのは、かなり情報量が多かったかなというように見受けられるのですが、率直な御感想をいただきたいのですけれども、やっぱりかなり情報量が多くてなかなか頭の中に入らなかったのか、あるいは、この程度の情報量だったら十分対応できましたというのか、昔のことでお忘れかもしれませんが、まず1番の方どんな感じだったでしょう。

(1番)

検察側も弁護側もとても分かりやすく整理されていて、順を追って説明というか、順を追った形で進行していったので、後で見返しても、メモをしながら見ていったので、一応分かりやすくはなっているのですけれども、2つの事件についての話だったので、その点が自分の中で混乱してきたりということもあったのですけれども、

一応資料を基に見ていくっていう形で整理ができたので、そこまで大変ではなかったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

2番の方いかがでしょう。

(2番)

何ていいますか、冒頭陳述が法廷での自分にとっての最初の経験だったわけですね。それで、どうやって話を聞いたらいいいのかなという、そこがまず自分としてどうやって取り組んだら良いのだろうというところが、最初分からないところがあったのですね。そのとき、裁判長の方がそれこそよく話を聞いてくださいと、お話を聞いてくださいと、検察官、弁護人の両者の話をよく聞いてくださいと。メモは必要によって取って良いですけども、ただあまりメモを取ることに、そっちの方に力を入れないで、何しろ話を、概要でもいいから大きくつかんでくださいというお話が最初ありましたので、一応そのお話に従って聞いていったのですけれども、法廷に入って、結構緊張するのですよね。翌日からはそれほどでもなかったのですけれども、最初は、それで、お話の方は残した資料がありましたので、いただいた物がありましたので、それに沿ってお話聞いていて。ただやっぱり、いったんは理解したつもりだったのですけれども、それから実際に法廷からいわゆる我々の評議室、ディスカッションする、協議する所に戻って、もう一度、裁判官の方がその資料に沿って説明していただいて。そこでおおむね、自分ではつかんでいたつもりだったのですけれども、ああここは、もう少し細かいことになる、ああそうだったのかなという、振り返るところがあったので。そういう意味では裁判官の方がフォローしていただいたところが結構良かったのかなと思っています。初日っていうのは、何となく聞いているだけで緊張したりとかしたので、なかなか自分でもこう、後で振り返ると頭の中に意外と残っていないのですよね。それでも資料見てああそうかっていうところがありましたね。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方いかがですか。

(3番)

情報量がすごい多かったところと、舞台が家の中っていうところだったので、これってどっちのときの話だっけとかっていうので、混乱する部分はありましたというのが正直なところですよ。ただ、冒頭陳述というか、そこで取りまとめられた資料は前段階であった部分と、又はその争点になる部分というところで、最初は全部入ってはこないものの、その資料をベースにずっと話だったり議論を進めていったので、そういう意味ではいろいろと話はあったものの、最初のインプットとしてはそれくらいあっても良いのかなというふうには思います。

(司会者)

最初は、全部頭の中には入らないのだけれども、審理を追うごとに段々段々理解ができてきたという、そういう感じなのではないでしょうか。

(3番)

はい。そうです。

(司会者)

ありがとうございます。

5番の方は、先ほどちょっと話が出ましたが、被告人の責任能力が問題となる事件だったと思うのですけれども、始めの冒頭陳述の段階では結構主張が多かったのかなという感じもするのですけれども、それほどでもありませんでしたか。

(5番)

私もとっても緊張してしまっていて、自分自身が真っ白になっちゃって、検察官の方と弁護人の方と争う意見なんかを聞いていたのですけれども、なかなか本当にこう、場に慣れないっていうのではないのでしょうか。そういう点では自分自身をコントロールしよう、コントロールしようと思って一生懸命やるのですけれども、最初からこんな

では駄目だと自分に言い聞かせながら聞いていたのですけれども。1回目は本当に検察官と弁護人の方が要約されていることが最後のときに少し理解をしたというようなことですね。

(司会者)

情報量とすると、多かったか少なかったかというところ、そこら辺りは何か記憶はありますか。

(5番)

情報量としては同じことを繰り返されるので、自分としてはインプットしていくというので、ある程度は理解できて、情報量としては、良く分かりませんが、理解した方かなと思いますけれども。

(司会者)

ありがとうございました。

6番の方、先ほど出ましたが非常に難しい事件だったと思うのですね。いきさつがかなりあるような事件だったと思うのですけれども、最初の冒頭陳述、情報量として適切だったか、少なかったか多かったか、そこら辺りはどんな御感想をお持ちでしょうか。

(6番)

感想としては、確かに量は多かったです。量は多かったのですが、いきさつを踏まえると、あの量は致し方ないのかなと。あと追って振り返ったときに、評議室に戻って振り返ったときに冒頭陳述に書いてある内容が非常に参考になるのが多かったんで、あの量で私としてはやりやすかったと思っています。

(司会者)

そうすると、特に問題はなかったということになりますかね。

(6番)

そうですね。初日にいきなりあれをバンと突きつけられると、初日に自分で理解できたのは概要だけで、3番の方もおっしゃっていましたが、いろいろ細かい

こと、私の担当した案件についても放火だったので、どこから火が出てとか、東側のここからとか西側のこっちからとか、そういう言葉が冒頭陳述でもどんどん出てきたのですが、どこのことを言っているのだろうというのが、その場では理解ができなかったりだとかいうのはありました。

(司会者)

ありがとうございます。

この点について、法曹三者の意見をお聞きしましょうかね。まず裁判官から。

(裁判官)

冒頭陳述の情報量をコンパクトにするということは、今ほどのいくつかの裁判員の方から初日は大変緊張されていると、頭が真っ白になってしまうという話をお聞きすると、正しく、最初の冒頭陳述はある意味、本編である証拠調べの予告編のように、これからある本番の証拠調べを予告する、期待を持たせるような、そういうものでコンパクトなものであってほしいなと思います。全体像を、例えば紙に落とした状態で、それを法廷の外に持って行って、でその紙を見て、ああこういうことだったのだなと分かったら、これは確かに皆さんが普通に生活されて何か説明を受けて、紙に資料としていただくと、資料を見てよく分かるというのは、こういうのを経験されているということは分かるのですけれども、本来、法廷の中で皆さんが新鮮な気持ちで冒頭陳述というものを聞いて、そして本編である証拠調べを期待を持って待ち望むというようなことが、本来、冒頭陳述として望まれているものであって、そのために情報をコンパクトにして、冒頭陳述、証拠調べ、更には論告弁論といろいろあるのですけれども、情報が重ならないようにして、期待を持たせるようなコンパクトさにすると、こういうようなことが効率化として良いのではないかなと思います。

やはり4番さんの事件の冒頭陳述は、かなり骨だけにこう抑えられていて、すつと頭に入って来て、じゃこれからどうなるのだろうというような感じで期待を持たせるような冒頭陳述であったのじゃないかなと思います。他方で1番から3番さん

の経験された冒頭陳述というのは、かなり詳しくて、確かに参考になるのかなとは思いますが、何かその後の本編である証拠調べというものが、その資料の確認にすぎないような、そういう感じになってしまって、もうちょっと情報がコンパクトになって良いのではないかなというのが法律家としての意見です。以上です。

(司会者)

では、志田検事お願いします。

(検察官)

私自身も自分が関与した事件を除けば、昨日今日初めて参考のために資料を見ております。御指摘のあった情報過多ではないかといわれた冒頭陳述に関しては、私が見ても確かに多いなと思うところはございます。もちろんその一方で検察官の心情としては事案を説明したい、特に争いのある複雑な事件となると情報を伝えたいという気持ちもあるというのも事実ではございます。

何人かの方がおっしゃっていましたが、冒頭陳述のときというのは一番裁判員の皆さんが緊張しているときということです。私、以前にも聞いたのは、検察官の冒頭陳述は頭が真っ白で弁護人の話からようやく頭に入ってきたって言われちゃってますね、かえって覚えているのは弁護人の話だけって言われちゃうこともあるのです。そう思うと検察官としては、まず、この後何を見てほしいかというところの頭出し、それにもうちょっと意識を向けた冒頭陳述というのを考えるべきなのかなと、今この皆さんの話を聞いて改めて思ったところではございます。ありがとうございます。

(司会者)

では、金子弁護士。

(弁護士)

私自身がこれまで担当した経験で申し上げますと、私も裁判所がおっしゃるように冒頭陳述は情報はセーブしてシンプルにすべきだと思っておりますし、それを心掛けてきたと思っています。そうは言ってもですね、今志田検察官がおっしゃったよ

うに、どうしても検察官の冒頭陳述が、事案の全容を御説明になりたいということ
は分かるのですけれども、やや情報が多いと、弁護人としてはそれを受けて立つ立
場なので、どうしてもそれに対していろいろ言いたくなってくると、そういう本音
が出てくるので、その本音をいかにセーブしてシンプルさを徹底するかということ
はこれからも経験を積んでいきたいと思います。

それで、一つ、そう言っておきながら何なのですかけれども、5番の裁判員の方の
御経験の事件が責任能力ということなのですが、私も責任能力を争う事件を2件や
っておりますけれども、これはちょっと趣を異にするように思いまして、元々非常
に難しい争点をいかに分かりやすくするかという、初めから相反する要素で弁護活
動をしなければいけない。5番の方の事件の弁護を担当した弁護士からもちょっと
経験を聞いてきましたけれども、責任能力とは被告人のいわば人格全部を検討する
という作業なので、弁護人としてはその人格全部を分かってほしいと思いつつも、
いかにシンプルにするかというジレンマを感じたという苦労話を言っておりました。

ただいずれにしろ結論に戻りますと、冒頭陳述そのものは、最初に裁判所がおっ
しゃいましたように予告編という位置付けでよろしいかと思っておりますので、情報はな
るべくシンプルにしていきたいなと自分でも思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

このテーマはこのくらいにいたしまして次のテーマに移っていきたく思うので
すが、先ほども最初の自己紹介の際にもあったのですけれども、事件によりまして
は被害者と被告人の言い分が違っていて、どちらの言い分が正しいのかと、どちら
が信用できるのかということがポイントになる事件というものもあると思います。私
たちは普段の生活の中でも、言っていることが違っていると、この人とあの人の言い分が
違うという場面はありますけれども、いざそれが裁判という場面でその判断をしな
ければいけないという場合は、その判断が難しくなると思います。

皆さんの意見を伺いたいのは、そういった事件を御担当されて、検察官、弁護人

の意見というのは、どちらの言い分が正しいのかということ判断する際に、参考になったのかどうなのかということと、それから後で部屋に戻ってきて、裁判官が話し合いのときに、言い分がどちらが正しいのかということを考える際に、こういうことがポイントになりますよという説明をするんじゃないかと思うのですが、そういう説明というのは、分かりやすかったかどうなのかということについて御意見を伺えればということ。

恐縮なのですが4番の方、確か被害者の言い分と被告人の言い分がちょっと違っていた事件だったと思いますけれども、まず、どちらが正しいのかということ判断するポイントについて検察官と弁護人がそれぞれ説明をしたと思いますけれども、それが分かりやすかったかどうなのか、あと、その後の裁判官の説明はどうだったのかという点について、いかがでしょう。

(4番)

殴ったか殴らなかったかというところで、前にも殴ったときにはこんな跡だった、でも今回殴られたと言っている、被告人の方は殴ってないと言っている、傷の跡が違うよねっていうような写真を見せていただいたりとか、説明、こちらの言い分というのはすごく分かりましたし、証拠が、決め手がないのだから殴ってないとせざるを得ないというところでは、何ていうのでしょうかね、決め手となるものがないのだから、だからやってないのだ、と最終的にはなったのですけれども、それぞれの説明、弁護士さんの説明とかそれから検察官の方がおっしゃっていることとか、でも決め手になるのはここなのだよっていう、裁判長始め裁判官の方の説明は分かりやすかったです。

(司会者)

あの事件は弁論の中で事件が2つあって、1つの事件は殴ったということは認めていて怪我はこんな状況になっていますと、それで争っている事件については怪我の程度が全然違うじゃないですかっていうことを対比をされた写真が出てきて、その意味では弁護人の説明が分かりやすかったと、そういう事件じゃなかったでしょ

うかね。

(4番)

はい。

(司会者)

先ほども話が出ましたけれども1番から3番の方が御担当された事件というのは、簡単にいうと息子が母親にお金をたかったということで、そのたかり方が問題になった事件ということで。家庭内の事件で、その母親方のグループと被告人方グループの言い分が全く対立していたという事件だったというふうに思うのですけれども、やっぱりどちらの言い分が正しいのかという点について、判断が難しかったですでしょうか。1番の方お願いします。

(1番)

聞いていると最初は良く分からないので、そういうものなのかなと思っているのですけれども、部屋に帰って順を追って話して、裁判長さんからも包丁を持ったという話で、もう私には包丁を持ったっていうだけで十分な脅しとして受け取ったのですけれども、その包丁の向きとか、相手との距離によってもあるとか、あとオイルをかけたとか、最初結構大きい話かなと思っていたのですけれども、順を追って整理していくと、やっぱりオイルの量とか、その後の行動とかで、それほどのことでもなかったのだからというのもあって、やっぱりそれは裁判長さんとかが導いていただいたので、そうじゃなかったら聞いたままに、包丁を持ったっていうだけでも十分な犯罪って判断してしまう面が多かったと思います。ただどっちを信じて良いかっていう話になると、やはりどこまでをどっち側についてみたいかな、被告人の奥さんもどこまで言っていることが自分の利益に合うのかとどうなのだろうというのがやはり最後まで難しかったなと思いました。

(司会者)

検察官と弁護人も、例えばどちらの言い分が正しいのかという点について、こういったことに注目してくださいって説明が多分あったんじゃないかなと思うの

ですけれども、ちょっとまた思い出してくださいっていう話になってしまうのですが、その説明というのは分かりやすく、かつ、説得力があったかどうかということは、何か印象にありますでしょうか。

(1番)

分かりやすいですけども、部屋の見取り図とか話からしか分からなくて、証拠というのは皆もう家の中の出来事なので、具体的に何といっても部屋の写真と、あと包丁とかもこういう包丁とかいうので、実際に使った物としては、ほとんど出てきていないので、一応そうですね弁護人の方とかも分かりやすくはできていますけど、それぞれ立場が違う方からなので、どこまで信じるというかどこまでを判断して良いのかというのはやはり難しい面があったと思います。

(司会者)

2番の方いかがでしょう。

(2番)

ちょっと角度は違うのですけれども、検察の方とそれから弁護人の方がそれぞれ詳細なのですが、資料を出されまして、それに基づいて説明をされていると。多少私が混乱したところが、それぞれの検察、弁護人の方の論点によって、資料立てが異なっていたのですよね。それで最初、検察の方のお話があって、いったん具体的な話があると。その後、弁護人の方の資料に基づくと、その作り立てが、全然、例えば順番だとかというところが全く違う視点から作られているというようなところがあって。これは一体どうなのだろうなというような、ちょっと混乱したところがありました。ですから具体的な説明をされているところは分かるのですけれども、その説明に行く前にまずは法廷でそれぞれの話を聞くときに、いったんは検察官の方の話を聞いて、今度は弁護人の方の話を聞くと。そのときに弁護人の方の話を聞くときに、どこから話をされているのかなというところが掴みにくかったところがあります。もちろんこれはそれぞれの立場が違うので資料の作り立て、話し方も筋道も順番とかも違うのでしょうけれども。それに多少ついていけなかったという

ところがありました。

(司会者)

資料の作り方ももちろんあると思うのですが、この事件の論告弁論というのを見せていただくと、ものすごく長いといいますか、これはある意味で裁判員の皆さんに入っただけ前に裁判官だけでやっていた時代とほとんど同じような情報量と
いいですか、あるいは、それを超えるような内容のもの、かなり濃いと言いますか、読み上げ原稿は皆さんに配られてはいないですけれども、A3の用紙にはなっているのですけれども、その内容たるや全く昔の物と一緒にだったというような感じを私は抱いたのですけれども、かなり理解するのに大変だったということはなかったですか。

(2番)

それはそうですね、ちょっと理解するのが。裁判の進め方自体もガイドラインがもちろん入っているわけなのですけれども、具体的な、何と申しますか、事実について、ここまでは事実として確かだとかいうようなところが、ちょっと今お話から逸れてしまうかもしれませんが、ごめんなさい。裁判員の中でいわゆる裁判官を含めての評議ですか、その中で何かこう固まって、これは評議の中ではこういうことですねとか、それぞれ意見を出し合って、一つずつ事実を詰めていくのですけれども、その結果というのが何か私たちの日常の生活から見ると、何かペーパーに落とされていると、一つ一つこう、ここも固まったとかいうようなことで理解していきやすいのではないかと思ったのですけれども。それが実際に先ほどの結構長いペーパーに基づいての話を聞いたこと、それから評議についてもそれに基づいての評議でしたから、ちょっと具体的に今どこのことを言っているとかいうのが逆に掴みにくいところがありました。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方いかがでしょうか。

(3番)

やっぱり検察官の方は、ライター、そのオイルをかけたっていう話の部分で、すごいピンポイントなのですけど、検察の方はかけたでしょう、もう一方はかけてないですみたいな話になっているときに、お互いそれをどうもっていくかでかなり判決変わってくるという中で、弁護人の方がすごい事実ベースで積み上げていったというか、本当にオイルをドバッとかけられたと言っていますけれども、ライター用のオイルなので、そんなにドバッと物理的にかけられるものですかね、であったりとか、逆にドバッとかけられた後に何で拭かなかったのですかとか、っていうのは、今まで証言の中にも全くなかったことなので、そういう事実ベースからこうあるべきでしょうという積み上げ方だったので、そういう意味ではかけられてないのかなと、ちょっと思ったりというような感じで、そういうものの実際、物理的に考えたらこうですよという話は、すごい分かりやすかったので、そういう意味でその辺は良かったというか、分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

時間の関係がありますので先に進めたいと思うのですが、5番の方が担当された事件は、先ほどお話が出ましたけれども責任能力が問題になると。そもそも責任能力というのは裁判官にとっても非常に難しい話なのですけれども、この責任能力っていうのは、そもそもどういうものなのかっていうことが検察官や弁護人から皆さんに分かるように説明があったと思うのですけれども、その説明というのは今から思い返してみても分かりやすいものだったのかどうなのか、もともと難しい話を分かりやすく説明しなきゃいけない義務というのは私どもにもやっぱりあるのですけれども、まず検察官、弁護人の説明の仕方は分かりやすかったのか、その後、今度は裁判官が説明をすると思うのですけれども、その説明はどうだったのかということについて何か印象残っておられますでしょうか。

(5番)

検察官の方は、要所要所、本当に自信を持って発表されていたのですけれども、被告人としても、幼少の頃からそういうのがあったのだから、その何ていうのか予測はできたのじゃないかみたいな感じのことを言われていて、そしてその内容じゃなくて、私はその、何ていうのですかね、態度っていうのかな、その発表の態度っていうのでしょうか、ちょっといまいち、裁判所で言われる言葉っていうのかな、そういうのが被告人とかそういうのに対してはどうだったのだろうかってことを、かけ離れた意見なのですけど、そういうように思いました。弁護人の方は丁寧に話されていて、そして内容も分かりやすく、これはその検察官の方に対しては申し訳ないのですけれども、そういう印象を持ちちゃったのですね、そのとき。

(司会者)

部屋に帰ってきて裁判官が、今度は責任能力ってこういうものですよというような説明を、またしたと思うのですけれども、その説明というのはどんな感じでしたか。分かりましたか。あるいは、やっぱりなかなか、難しい概念なので始めから分かるっていう代物ではなくて、段々段々分かってくると思うのですけれども。

(5番)

少しずつ、少しずつ、私もその事件に対して大まかなこと、全体のことはよく分かるのですけれども、根本的に細かく細かく細かく話し合っていくうちに、全体が見えてくるっていうのかな、そういう点ではすごく一日一日ためになった。自分自身は、裁判ってこういうことをやっていくのかということには分かったのですけれども、その責任能力とかって言われますと理解はしているつもりなのですが、なかなか難しい面がありまして、苦しみましたですね。

(司会者)

やっぱり判断が難しい問題だけにですね。

(5番)

そうですね。精神的なものがひっかかっている。普通の人がやるっていうのではなくて、その、精神疾患の一番こう悪いときに、そのピークのときにやってしまっ

たんじゃないかなって、私は察していたので、そういうときに親子の関係が崩れたっていうときにピークに達したということで殺人をやってしまった、というところでは、責任能力というところでは、ある程度理解したつもりですけども。

(司会者)

検察官、弁護士、それから裁判所の説明は、それなりに分かったということでしょうでしょうかね。

(5番)

まあ最終的にはですね。やはり自分にはある程度おばさん感覚的なところがあって、母親的な。自分の息子だったらどうだろうっていう、こういう置き換えなんかしていましたものですから、こういう考え方で裁判員になって良いのかなとか思いましたですね。若い人はインターネットとか調べながら、こういうことだったよ、ああいうことだったよ、と意見が出てきて、あ、そうか自分にはそういう能力が欠けているので、ただもう本当に頑なに型にはまってしまった答え方しかできないし、ある程度飛躍したね、そういう要素というものはなかったかなって思いましたですね。

(司会者)

裁判員制度というのは、いろんな年代のいろんな仕事の方が参加して初めて意味があるものですから。

ここまでのところで、何か裁判官からありますか。

(裁判官)

先ほど3番の方が、弁護士の方がオイルをかけた点、ライターのオイルなのでそんなにたくさん出るのでしょうか、また、なぜその後拭かなかったのでしょうかみたいな事実のベースを積み重ねていって、最後に説明したのが良く分かりやすかったというような話をされたと思うんですけども、証拠調べとして証人が次々に呼ばれてきて、話をずっと聞いていくという、ある意味、裁判の本編である証人の話をじっくり聞くという中で、ああ事実はこちらだったっていうように分かりやすかつ

たというわけではなくて、後々弁護人が意見の中で、証言がおかしいのはこういうことなのですよって事実を突きつけて、ああそのときピンと分かったという形では分かりやすかったと述べられているのではないかなと思った次第なのですけれども。ただ、本編である証拠調べ自体、証人の話をじっくり聞いて、質問の内容自体がかなり聞いている側にピッと意図が分かる質問で、それに対する答えが正面から答えていたり、答えを外したような答えだったりというような形で、あ、なるほどなっという分かりやすいような分かりやすさではなかったんじゃないのかなと聞いていて思いました。できれば証拠調べという本編自体も分かりやすいものであれば、事件全体の構造の理解ももうちょっと分かりやすいものになるのではないかなというふうに思いました。

あともう一点だけ、責任能力について5番さんのお話で、説明など聞いて理解できたというような話で、なかなか法律的にも難しい概念で裁判官としても責任能力というものを心の底から十分に理解して、それを簡単な言葉でほかの人に説明するというのは、なかなか難しくてですね。きっと、私の所属する裁判体ではない裁判体が事件を担当されて、5番さん以外の裁判員も含めてすごく御苦労されたのではないかなというふうに思うわけですが。ただ、その評議の中、もしくは証拠調べの合間合間で皆さんとお話し合いをするという中で、少しずつ分かっていったのだなというようなことが5番さんの話から聞くことができましたので、最終的にやはり常識にかなった結論になったのではないのかなというふうに思いました。以上です。

(司会者)

検察官何かございますか。

(検察官)

大丈夫です。

(司会者)

金子弁護士。

(弁護人)

では一点だけ。先ほど2番の方がおっしゃった論告と弁論で項目の立て方とか、あるいは順序立てが違うので混乱したというお話があったのですが、これはとても示唆に富むというか大事な点だなと弁護人なりに思いました。それで、弁護人の活動というのは、検察官が立証責任があるので、それを弾劾すれば良いのだという考え方が一方にあれば、そうではなくて弁護人は弁護人なりに事案がこうだということ自分たちの言葉で語るべきだという見解がもう一方にあってですね、両方ありまして、どっちが良いかは結局は事件事件で違うと思うのですが、やはり立証責任は検察官にあれば、それをやっぱりできることであれば、一つ一つ潰していく活動も弁護活動としては大事だなと思うのです。ただ、現実論としましては御経験あると思いますけれども、法廷で論告があるとすぐに弁論という順番で、検察官がどんな順番で論告されるかは我々も見るとまでは分からないものですから、これがもし擦り合わせが可能であれば、それができるのですが、それができないという実情があるので、結局は時々そういう項目が違ったりすることがあると思います。今後も弁論はそういうふうに工夫していきたいなとは思っています。

(司会者)

それでは次のテーマなのですが、事件によりましては、証拠の中にもかなり衝撃的なものがあると。例えば殺人の事件とか傷害致死の事件など、人が亡くなったような事件では、場合によっては証拠として遺体の写真が提出されることもあります。そういう場合、裁判所としては、そういったショッキングなものについては必要最小限のものに限定し、しかもできるだけ衝撃的なものは避けるように努力をしているというふうに、それが現状なのですけれども。今回の皆さんの中で5番の方と6番の方は、先ほど6番の方の話の中にも出てきたと思うのですが、人が亡くなっている事件なものですから、まず遺体の写真というのが提出されたのかどうなのか。仮に提出されたということになると、皆さんが御覧になった写真の中に、これはちょっとねえというようなものがあったのかどうなのか。それからショ

ックをできるだけ和らげるため、例えばカラー写真ではなくて白黒写真にするとか、大きな写真ではなくて小さな物にとどめるとか、そういったような工夫というものもあり得るのかなと思うのですけれども。その点ちょっとまた思い出していただいて5番の方、そういった写真というのは出てきましたか。

(5番)

はい。見せていただきました。私も職業柄、何度も立ち会っておりますので、ショックという面はなかったのですけれども、そういう場面を初めて見るような人たちは、やはり強烈なものに映るのではないかなとは思いましたですね。

(司会者)

事件の内容がバットでお父さんの頭を何回も殴ったという。

(5番)

脳みそが出るくらいですね。

(司会者)

写真は何枚かありましたですか。

(5番)

私は1枚くらいしか記憶にないのですけれども。

(司会者)

それはカラー写真でしたか。

(5番)

カラー写真です。

(司会者)

カラー写真ですか。そうですか。5番の方は、特に職業柄そんなにはショックを受けなかったけれども、場合によってはショックを受けるような内容ではあったと。

(5番)

あったと思います。

(司会者)

6 番の方いかがでした。

(6 番)

私は、丸々1枚が出てきたわけじゃないのですけれど、一部分が写った写真が映りました。放火で被害にあった方が亡くなった事件でしたので、焼け残った部分に人が、亡骸が残っていて、その一部分が写っているというところでした。写真はカラーでした。2枚くらい写り込んでいる写真があったかと思います。衝撃度は、人それぞれだと思うのですけれども、全くそういったものに触れてこなかった私だったので、最初は若干インパクトがあったかなと思っていますが、今思い出せば結構鮮明に残っているので、少し記憶に残るような、人によってはちょっと嫌な記憶になってしまうようなことはあるかもしれないです。

(司会者)

焼死体ということになりますから、かなり内容的にはショッキングなものかなと。

(6 番)

そうですね。本当に一部分でしたので、申し上げますと、足の端っこが、右足1本とか、そういうレベルなのですけど。

(司会者)

今思っ、そういう写真というのは、本当に必要だったのかどうなのかっていう点はいかがしょうか。

(6 番)

私が思うに、見ることになった写真については、その部分は必要ないのかもしれないなと思いました。ここにあるということが分かっているならば、こういう状況ですというのは、もう事実は分かっていることなので、こういう状況のものがここにありますがということは分かっているので、それをわざわざ写真にして出す、証拠として出すというのは本当に必要なのかなという疑問は持ちました。

(司会者)

例えば亡くなったということを証明するためには、戸籍謄本なんかを出して、も

う亡くなっているということで済ませると考えることもできるかと思うのですけれどもね。それよりもかなりインパクトの強いものだったわけですよ。

(6番)

そうですね。

(司会者)

5番の方はどうですか。その写真をほかの物で代えることができなかつたのかどうなのか、代えることができるのであれば、写真は見せないで済ませた方が良いのかどうかということは、どんな感じでしょう。

(5番)

ちょっと難しいところですね。モザイクでも分からないでしょうけど。やはり証拠写真となれば、そういう方程しかないですから。柔らかめのようなものがあれば。

(司会者)

そういうことですかね。それから先ほどお聞きするのを忘れたのですけれども、できるだけショックを与えないというためには、これからちょっとそういう写真が出ますよという予告をしておいた方が良いのだろうなと思うのですよね。証拠調べのときには検察官からそういう予告というのはありましたですか。それがなくていきなり。

(5番)

裁判長さんの方からは、最初オリエンテーションみたいな感じで、証拠写真とかありますよということは聞いていました。

(司会者)

6番の方はいかがですか。

(6番)

映すときに傍聴席のモニターを切って、ちょっとこれから一部映っているところがございますという内容が検察官から説明がありました。

(司会者)

あらかじめ、予告があったということですね。

(6番)

はい。

(司会者)

あとは、1番から4番の方は、そういう事件じゃなかったものですから、そんなにショッキングなものはないかなと予想はしているのですが。もし仮に、そういう殺人とかいう事件で遺体の写真を見なければいけないと言われたときに、やっぱりショックになりますか。

(1番)

裁判員の通知が来て一番不安だったのは、やはりそういう殺人関係の事件で証拠写真を見なければいけないという話を聞いていたので、強制的に見せられるということが、これから選ばれる人にとっても見なくてよいとか、もうちょっと柔軟になるっていうことになれば負担が減るんじゃないかと。やはり人に聞いてもそういうの見なきゃいけないのでしょみたいに聞かれたりすることがあるので。やはりカラーで誰でも見なきゃいけないというのは、ちょっときついかと思います。

(司会者)

3番の方よろしいですか。

(3番)

見なくてよいのならやっぱり見たくないなっていうのは、もちろんあるのですが。でもその死体の写真によって、何かしら争点になり得る部分があるのならばしょうがないと思うのですが、それ以外のケースであれば、おっしゃるとおり、亡くなられました、であったりとか、そういった事実さえあれば代用はきくのかなと思っています。

(司会者)

4番の方何かありますか。

(4番)

罪の重さを私たち決めなきゃいけないので、やった、やらないもそうだし、あと、罪の重さを決める中で、見なくてよいものであれば確かに見たくないのですけれども、その証拠となる写真を見ることで、その事件の残忍さが自分たちにもっと入ってくるのかなと思うと、それも仕方がないのかなというふうに思います。ただ、その見たときには何ともなくても、後日、自分の脳裏に焼きついたものが何度も何度も出てくることもあるんじゃないかなって思うと、見せるべきか見せないべきかと言われると、見なきゃしょうがないよねって思うけど、ちょっと何とも言えないのですけど、ただ罪を決める上では必要だと思います。ただ戸籍にバツがなっていたりとか、死亡ってなっていただけじゃ罪の重さ、焼死体だったりとか、そのバットで殴られたとか、やっぱり自分たちが受けるインパクトが違うかなと思います。

(司会者)

この点で検察官何か御意見は。

(検察官)

なかなか個人的な意見が言いにくいテーマであることは御承知おきください。検察官としても、もちろんいたずらに何でもかんでも見てくださいますよと言っているつもりはありません。先ほどお話にありましたように、当然その殺しがあったかなかったか、見なくちゃ分からないって争点に絡んでくるところであれば、場合によっては一部クローズアップしてというような形で見ていただいたりもしていますし、事案によってはイラストに落とし込むとか、白黒に落とし込むというような形でインパクトを和らげるというような工夫もしているかと思います。そしてまた4番の方がおっしゃったように、検察官として最終的に刑を決めてもらうときに何があったのかというところは、できる限り知ってほしいという思いがあるのも事実です。この辺のいろんな事情を考えて証拠を選択しているというのが、すみません、ここで言える私の精一杯でございます。

(司会者)

事案の真相を理解するという目的と、それからできるだけショックを与えないと、

そこの兼ね合いということになりますかね。

(検察官)

今、我々の中でも非常に議論がされているテーマでございますので、今後皆様の意見を踏まえて対応させていただきたいと思っています。

(司会者)

審理について、最後のテーマということになるのですけれども、証拠調べが終わった後に検察官と弁護人が意見を述べます。その意見の結論の部分で、検察官は求刑という形で被告人を懲役何年にしてほしいと、事案によっては弁護人も、この程度の刑でいいんじゃないでしょうかという意見を述べると思うのですが。当たり前の話なのですけれども、経験者の方はこれまで、事件を担当される前はということになりますけれども、実際に刑を決めるという経験というのは当然なかったわけですね。通常、例えば検察官であれば被告人のやった犯行の内容が非常に悪質である、それから結果も重いと、動機やいきさつなんかもそれほど酌むべき点もないと、そういう意見を述べた上で、被告人に前科がないというような有利な事情を考えても懲役何年が相当だという意見を述べると思うのですよね。一方で弁護人も、被告人がやったことは悪いけれども、被告人にはこういったいきさつがあったのですよと、それから前科もないですよと、そういうことを考えると被告人については刑の執行猶予とか、あるいは懲役何年にとどめるべきだというような意見を述べるのが、普通のパターンだろうと思うのですけれども、皆さんにお聞きしたいのは、そういったこうこうこうですよ、だから何年ですよというところなのですけれども。それまでに検察官や弁護人が指摘した事情というのは、結論として懲役何年というところに必ずしも結びつかないと思うのですね。この事件が懲役何年だというような検察官や弁護人の意見というのが、どうして何年になるのかということ、その意見を聞いたときにまず理解ができましたでしょうかということなのですけれども。ここが一番難しいところなのだろうと思うのですが、やったことは悪いというところまでは皆分かる。ところがそれが具体的に刑に落とし込むときに、刑の長さに落とし

込むときに、どういう結びつきで何年になるのかという説明が必ずしもできてないのかなあという印象を私なんかは抱いているのですけれども、皆さんはそういうことはあまりお感じにならなかったでしょうか。例えば、1番の方どんな感じでしたかね。

(1番)

結果的には親族間の恐喝レベルということで刑の免除になって、その場で釈放みたいな形になったのですけれども、ずっと審理をしていってその結論が出るまでは、まさか免除とかいうことは思ってもいなかったのですけれども、傷害というレベルまで結局いかないで、親族間のことなので免除っていうので、ちょっとびっくりしたのと、それで釈放されて大丈夫というか、今後のお母さんとの関係とかが、終わった後とかもちょっと心に残って、どうしているのだろうみたいに、たまに気になったりすることがあるのですけれども。

(司会者)

結論は法律上しょうがない結論なのですが、1番から3番の方が御担当された事件というのは検察官が10年という求刑をしたと思うのですね。親にたかる悪い息子だったのですけれど。その10年と聞いたときに10年というのは納得できた数字だったのかどうなのかという点ではいかがでしょう。

(3番)

最初に聞いたときは、包丁を突きつけたとか、火だるまにされるとか、実際にもっと後で聞くと、オイルライターでちょっとという話なので火だるまになるとかいうレベルじゃなかったのですけれども、一日目の話としては、火だるまにされるとか包丁でなんか本当に脅かされてずっと突きつけられて、お金をおろしに行ったとかいう印象を受けたので、10年とは言わなくてもそれをずっと繰り返してきて、すごい金額も取ってきているので、やっぱり何年かは懲役が与えられる事件かなと思って進行はしていましたけど。

(司会者)

2番の方いかがですか。

(2番)

そうですね。検察官の求刑，そのときの私としての印象はちょっと厳しいのかなという印象を持ったのですね。なぜそう思ったかというのは，協議している中で，ある程度家族間のことというようなことで，これは全く私の個人的な，その時点で感じたことですが，これは全く何か家族間，親子の間の多少喧嘩がこうじてお金に絡んでいることがあっても，所詮家族間のことじゃないのかなっていう，ちょっとそういう感じを持っていました。ですから，なんとなくちょっと厳しいのかなと。それともう一つは，そのとき感じたのは検察官の方が説明されて，淡々と事実が述べられて，最後の10年というお話があったのですけど，そこが何か結構言い放されたというか，もうこうなのだと，そういう口調と言いますか，ちょっとそういう印象を受けたので，事実には基づいているのですけれども，検察官の方は，ある程度強い大きな刑を与えられるかなとちょっとそんな認識を。

(司会者)

きつめの刑だろうと。

(2番)

あともう一点，補足させていただきますけども，評議が始まる前のいわゆる事実の認定ですか，事実の確認ということと，それから私なんかも結果として，もしこの事実がこうであれば刑はどのくらいになるのかなというのは，やっぱりずっと審理，評議を進めていく中で毎日思っていたのですけども。そのときにほとんど法律の知識がないので，このケースだったら例えば極端に25年の懲役だとか，いや，でも自分は家族間だったら全く無罪だよ，免除になることもあるのだというようなことが段々，それはどちらかというと，実際の評議とそれからあと，評議の間に裁判官の方を交えて雑談ではないのですけれども，やっぱり一般的に法律ではどうなのですかという，せっかくそういう機会でしたので，多少は知識として吸収しておきたいなということもあって，そういうお話を聞いているうちに何となく，もし

こうした事実であればこのくらいの刑になるかなというのは、それが何となく裁判の評議を進めながら自分でちょっと考えていたというか、そんなところがありましたね。ある程度法律的な知識というか、裁判官の方から最初にこうした罪であればどのくらい、懲役はどうかという概括の話はありましたけども、何かそこがオリエンテーションっていいですか、そこでも何もなかったとは言いませんけども、いろいろ説明があったほうが良いのかなという気がいたしました。

(司会者)

3番の方は。

(3番)

10年はさすがに長いのかなっていう、インパクトを受けました。言い方は良くないのですが、5年くらいにしたいけど、5年っていうと下がっちゃうから10年という、本当にふっかけたといったら全然そういうのじゃないと思うのですが、親族間の話で、もちろん金額がめちゃくちゃ大きかったっていうのはあるものの、とはいえ怪我をしたところも証拠としては出てないっていうような状況の中で、10年っていうのは長いのかなと思いました。

(司会者)

4番の方は、検察官が14年で弁護人が9年という意見を述べていましたけれども、その根拠というのは何となくお分かりになりましたか。

(4番)

これこれこうだから、14年を求めますとか9年でというような話は、ああそうなのだ、でも、何かこう年数も違うし、基になるものが、私たちにベースになるものがなくて、その意味ではそこでは分からなかったです。何か言い値と言っては失礼なのですが、ざっくり、じゃあこのくらいねって言われているような。ただ評議室に戻って裁判長、裁判官から今までの判例ではこうだったのだよって、全国の裁判所で裁判したときにあまりにも違うようではいけないって、だから今までのがこうなのです、一般的にはって。皆で話してどうかっていうところで、やっぱりそ

の中でも、裁判員の中でも数字はばらつきがありました。あつた上でみんなで見解を出して、じゃあこうだねっていうふうに皆が納得して決まった年数になったので、最初の法廷では分からなかったけれども、後から説明をしていただくところで段々分かりました。

(司会者)

5番の方は心神耗弱だということを前提に検察官が6年を求刑されていた。

(5番)

そうでしたか。

(司会者)

弁護人は無罪を争っていますから、何年という話は多分してなかったと思うのですけれども。6年という根拠は分かりましたか。

(5番)

確か私は6年くらいって言われたときに、どうしてそんなに短いのっていう感じで思ったんですね。今まで育ててもらった父親に対して、どうしてこんな年数なのだろうっていう意味が自分自身に理解ができなくて。

(司会者)

6番の方は、二人亡くなっているということで、非常に重い事件なのでそんなに選択の幅はなかったということでしたか。

(6番)

そうですね。自分はやってないと、共犯者がいるという弁解だったので、共犯者だとしたら、この人はそこまでの刑にはならない、でも言っていることは矛盾しているということもあつたり、そういったところがあつたので。そこが被告人の主張が違ふということであれば、選択の幅は非常に狭かつたということで、過去の事例ももちろん見させていただいて、最後はそういった量刑になつたということですね。

(司会者)

まあこれは、いつも私が検事をお願いをしているのですけれども、法廷でどういう根拠でこういう求刑をするのか分かりやすく説明をしていただければありがたいということで、今後もぜひお願いをしたいということでまとめさせていただきたいと思います。

気がつけばほとんど時間がまいつているということになっていますので、最後に、皆さんから今後裁判員制度をより良くするためには、運用としてこういうところを直した方が良いんじゃないかとか、そういったもし御意見があれば簡単にちょっと御意見をいただきたいと思うのですけれども。

恐縮ですが、また1番の方、何かこういうところをこういうふう直した方が良いということがあれば、言っていただければと思うのですが。

(1番)

直したほうが良いっていうと難しいですけれども。一応、裁判所側の方もすごく一般人に分かりやすいようにということで、分からないこととかも説明してくださったり、いろいろ補足してくださったり、お昼休みなども一緒に居て、こちらからの質問とかもいつも丁寧に答えていただけだったので、分からないことはその場でいろいろ聞いたのでありがたかったです。

あとはやっぱりあまり長い期間の裁判というのはちょっと負担になるのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

2番の方。

(2番)

先ほども少しお話ししたのですけれども、事実とか評議の進め方とか、そこが何かその評議の過程あるいは今日はこういうことでしたとか、そういうようなのが何かペーパーで落とされると、特に結構翌日になると昨日のことをどうだったのか忘れるというか記憶が薄くなるというところがありますので、何かエッセンスかそう

いうものが落とされていると翌日の評議が進めやすいのかなと。資料を持ち帰りませんから、翌日少し早めに来て前の日のことを振り返っているとかいうことも皆さん多少されていましたが。やっぱり、私は、通常仕事をしていると何かどうしてもそういう具体的なペーパーの物をいったん見て確認し合っ、そういうちょっと修正があると分かりやすいのかなという気がしました。

あともう一つは、全然違うことなのですけども、最初、集められまして、そのときに、これは裁判員制度の今度のPRの意味だと思うのですけれども、何かそこでもう一度裁判員制度の位置づけとか役割、重要性とか、そういう御説明が裁判所の方から少し何かあれば良かったかなと思いました。今日はお集まりいただいてなどと、もちろん丁寧な挨拶はあったのですけども、あとはもうパソコンでの抽選とか、該当した者は別の部屋に行ってくださいという感じでしたので、該当されなかった方にはまた説明があったのかも知れませんが、何で自分たちはここに来て、時間をわざわざ作ってきたのかなっていう、ちょっとそんな気がされるんじゃないかなという気がしましたので、何かもう一度最初にそういう御説明があれば良いのかなという気がしました。

(司会者)

最初のオリエンテーションの際ですね。

(2番)

ええ。最初の。

(司会者)

分かりました。

3番の方は。

(3番)

最初の自己紹介のときもちょっと言った話なのですが、やっぱりどういう刑にしましようかという部分で、事例としてこうだったよって言っただけののがあるのとはいいませんが、逆にそこがもう軸になっちゃうというののもちょっと良く

ないなとも思ったりしました。何か類似事件がこういう判決だったとか、こういう基準でこうなったみたいなのところの情報がもう少しあると考える幅ってというのが、もちろんそれがこうだからこうって決めるものではないと思うのですが、少しその物差しみたいなのがあると話が進めやすいかなと思いました。

(司会者)

4番の方。

(4番)

これから裁判員になられる方についてということですよ。

(司会者)

でも結構ですし、やり方としてこういうところを変えた方が良くないっていうことがあれば、そこも言っていただければと思いますが。

(4番)

最初に来た通知が最高裁判所から普通郵便で何かやってきたというところで、最初まず驚いて、なんだろうって。裁判員制度ってこんなだよっていう流れがもう少し世間に広められていると、もっと分かるのかなと思いました。裁判員に当たっちゃってという話をしたときに、どういうふうにして来るのという質問を受けたので、普通郵便で来て、その次に横浜地裁から特別送達で来たよって、そこすらもみんな知らないからこういうふうな形で、それも前年の11月頃に発送されてとか、何の予備知識もない中で、ある日突然封筒がやって来たというような、ただただ最初驚いて、まさか当たるわけないが結果的に当たって、じゃあ最後どういうふうになるのか最後の着地点まで見に来ようと思って今日来たんですけども。最初どういうふうになっていくのか、こういう流れだということをもっともっと世間の人に知られる方が安心できるかなって思うのと、これから裁判員を経験される方ということだと、別に自分が今まで生きてきた中の知識で聞くことができるし、一人で刑を決めるわけじゃないし、当然専門家の方も一緒だし、証拠がないのだったらその人を有罪にすることもないから、そんなに一人でしょいこまなくてよいから、だから来た

らそのまま素直に受けたらいいかなって、良い経験になるっていうふうに私は思いました。

(司会者)

裁判所のPRが足りないってということですか。分かりました。

5番の方いかがでしょう。

(5番)

私は4番の方と同じように本当に分からなくて、いろいろ裁判官の方とか、自分自身が言おうとしてもなかなか言葉が表れてこないの、だけでも裁判官の方が、こうなのだよ、ああなのだよと補足していただいた点では、本当にありがたかったです。そういう点では自分自身ももっと、どんどんどんどん言葉が出てきて言えたってことが嬉しかったですね。

あとはもう一つ、とっても良い天気で廊下からデジカメで写真を撮ってらっしゃったのです。そしたら、いけないって注意されていたのですよ。だから、緊張している上で、注意はいいのですが、どこまでどういうふうにあれをやっちゃいけない、これやっちゃいけないと、そういうことは最初から言ってほしかったっていうのかな。やっぱりそこで1日中いるので、外も私は出なかったのですが、ある程度リラックスできる部分があったらどうかなと思いました。

(司会者)

6番の方いかがでしょう。

(6番)

通じて評議、審理などについては全く問題なくやってきたと思っていますし、進め方などについても特段もったこうの方が良いんじゃないかということはなく、今のやり方で非常にやりやすかったと、ありがたかったと思っています。

4番の方がおっしゃっていたことにすごく共感したんですけども、最初の通知の案内が本当に突然で、全くもって一人暮らしの私にとっては、郵便ポストに不在通知が入っていて、最高裁判所からという言葉だけあって、何をしでかしたのたろ

うと思っただくらい驚いてしまったので、急いで夜中の1時に取りに行き、ああこういうことかと、ほっとしたくらいだったので、そこからまたしばらく間が空いてポッと通知が来るとのことだったので本当にどこからどういうふうに案内がされて、どういう過程で決まってくかというの、もっと世間一般に知っていただきたい、知っていただくような活動を広めていただきたいなという思いはあります。以上です。

(司会者)

多分、新聞の片隅に、名簿に登載されましたという通知を送りましたというのは載っているのですが。本当に片隅なものですから皆さんの目には触れないんじゃないかなというふうに思います。

検察官、弁護士会、この際、何か皆さんに言うておくことはありますか。

(弁護士)

大変参考になりましたってことが結びなのですけども。弁護人として訴訟の一方当事者にいる者としてしましては、裁判員裁判は、ちょっと誤解のないように申し上げますけども、裁判員に分かりやすいことをするというのは主たる目的ではないと思っております。やはり裁判は被告人のために我々はやっておりますので。ただ、その上で今日参考になったのは、裁判員に分かりやすいことをすることは同時に弁護人が自分の頭がどれだけ整理できているかということに通じると思っておりますので、そういう意味ではこれからも自分の頭を整理しながら分かりやすい裁判ができたらと改めて思いました。

(司会者)

志田検事よろしいですか。

(検事)

本当に今日は呼んでいただいてありがとうございます、というのが一言です。私自身が関与した裁判員、事件の方もいらっしゃいますので、ああいうふうに伝わっているところがあり、こういうふうに受け取られるのかというところもあり、非

常に勉強になりました。検察官としては全部やんなきゃというプレッシャーと、分かりやすくやんなきゃという思いとが、いろいろとせめぎ合いながらそれぞれやっているというところです。裁判長からも言われましたが、なぜこの求刑なのか、これは永遠のテーマでもあり、また緊急のテーマでもあると考えております。皆さんからいただいた意見、それぞれをフィードバックしながら日々より良いものをしていきたいなと思っております。本当にありがとうございました。

(司会者)

それでは、本日は本当に皆さんお忙しいところ、この意見交換会に御出席いただき、しかも貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。本日いただいた御意見を参考に今後もより良い裁判員裁判の実現のために運用の改善を図っていかうと思っております。本日はどうもありがとうございました。